

### <期日前投票>

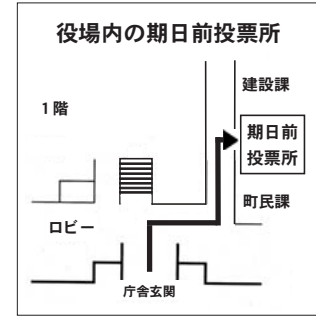
選挙当日に仕事や旅行、レジャーなどで、投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期日前投票所は、役場庁舎1階で、投票時間は下記のとおりです。

知事・道議選の期日前投票は、下記のとおり開始日程が異なりますので、一度に両方の投票を済ませるには、**3月30日**からとなります。

#### 【期日前投票日程】

- 投票期間 知事 = 3月22日(金)～4月6日(土)
- 道議 = 3月30日(土)～4月6日(土)
- 町長・町議 = 4月17日(水)～4月20日(土)
- 投票時間 8時30分から20時



### <不在者投票>

仕事や旅行、病院に入院中などで選挙当日の投票および期日前投票ができない方は、本町以外の市町村や病院などで不在者投票ができる場合があります。この場合、投票用紙の郵送などで時間を要しますので、早めに手続きしてください。

- 町内の不在者投票施設
  - 特別養護老人ホーム「くねっぶ静寿園」および「ケアハウスほなみ」に入所されている方は、施設内で不在者投票できます。

■ 問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎47-2112 役場2階 総務課内)

### 給食センターと認定こども園の代替調理員を募集

- 募集職種 代替調理員 (パート) 若干名
- 勤務場所 給食センター・認定こども園
- 雇用期間 平成31年4月1日から1年間 (更新可能)
- ※勤務日は、給食センターが指定する日。(不定期、月7日間程度)
- 勤務時間 8時から16時30分
- ※勤務内容によっては、一日または半日の勤務となります。
- 賃金 日額7,100円 ※平成30年実績 (午前半日の場合は、4,580円)
- その他 労災保険に加入
- 応募資格 町内にお住まいの方で、調理する意欲のある方 (資格および年齢制限はありません)
- 応募要領 3月29日(金)までに、履歴書(写真添付)を給食センターに提出してください。
- ※郵送の場合は、当日必着。
- 応募書類提出先・問合せ 〒099-1433 常呂郡訓子府町仲町62番地 訓子府町給食センター (☎47-3331)



### 平成30年度定期監査

#### 「事務事業は適正に執行、管理」

定期監査は、地方自治法に基づき毎会計年度1回以上の実施が義務付けられています。今年度も町監査委員が、平成31年1月30日から2月1日までの3日間、平成30年12月31日現在における財政状況および事務事業の執行状況について、各課に資料の提出と担当職員の説明を求め、定期監査を行いました。また、現地調査は、平成30年10月10日、平成31年1月31日に行いました。

#### ■今年度の主な監査項目

- 書類調査
  - ・備品管理状況 (図書館の図書は除く)
  - ・配当予算に係る歳入・歳出予算執行状況
  - ・団体等経理事務管理状況
  - ・災害対策 (フラックアウト対応)
  - ・公共施設等総合管理計画への対応
  - ・ごみ処理状況 (処理量、経費)
  - ・社会福祉協議会への補助金交

- 付状況
  - ・店舗出店等支援事業および店舗改修事業の実績
  - ・車両管理状況
  - ・水道ビジョンの進捗状況
  - ・コミュニケーションの進捗状況
  - ・導入進捗状況
  - ・図書館整備の準備状況
  - ・アート・タウン・プロジェクトの運用状況
  - ・農地基本台帳管理システムの運用状況
- 現地調査
  - ・青少年研修館建設工事
  - ・居武士小学校 (学校現地調査)

#### 【監査の結果および意見】

平成30年度の定期監査は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の6会計について実施しました。監査の着眼点は、平成30年4月1日から平成30年12月31日までの期間における事務事業の執行と経営管理の状況を中心としました。監査の具体的内容は、各課など共通事項として本年度は特に各課等配当予算の執行状況および

備品の調達と管理状況の2点、各課個別事項として11項目を重点としたほか、担当している3団体の事務のうち特に経理事務とその管理を対象としました。また、現地調査として建設事業執行中の青少年研修館、居武士小学校の学校経理と学校管理状況について実施しました。それぞれの監査方法は、各課などから提出のあった資料について直接担当している職員の説明を受け、質疑を行い、関係する書類の突合、点検を行いました。

この結果、すべての会計などにおいて法令に従い、町の行政執行の方針に合致し、適期、適正に執行していることを認めました。今後、出納整理期間までこの執行状況を継続・維持することにも将来予想される施設整備費、医療給付費、介護給付費、子育て支援費等の負担増に備えたい行政運営を望みます。(監査委員)

### ・高齢者ハイヤー利用サービス ・路線バス高齢者利用支援

#### 継続利用の申請を忘れずに

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は3月31日までとなっており、既に利用登録をしてい

る方には2月に利用券の申請書を郵送しています。

4月以降も引き続きサービスを利用希望の方は、申請書に記入し、企画財政課まで提出してください。

なお、75歳以上の町民の方で利用登録をしていない方については、随時申請を受け付けています。

■ 問合せ 企画財政課 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)